

危険な空家の

解体撤去を支援します

恵那市危険空家等解体撤去支援事業は、安心安全なまちづくりを推進することを目的とした補助制度です

対象者

危険空家の所有者等

(所有者が死亡している場合は相続人、または委任を受けた者)



対象建物

以下のすべてに該当する建物

- ① 危険な空家（特定空家または不良空家）であるもの
- ② 個人が所有するもの（複数で共有する物件を含む）
- ③ 危険空家に所有権以外の権利が設定されていないこと（権利の設定がある場合は権利者が同意していること）
- ④ 公共事業の補償の対象となっていないこと

対象費用

危険空家を解体撤去するために要する費用

	補助率	補助金の額	限度額
特定空家	1 / 2	補助対象事業費 × 補助率	60万円
不良空家			30万円

申請期間

5月1日から10月31日まで（休日を除く）

ただし、予算の範囲内で先着順となります

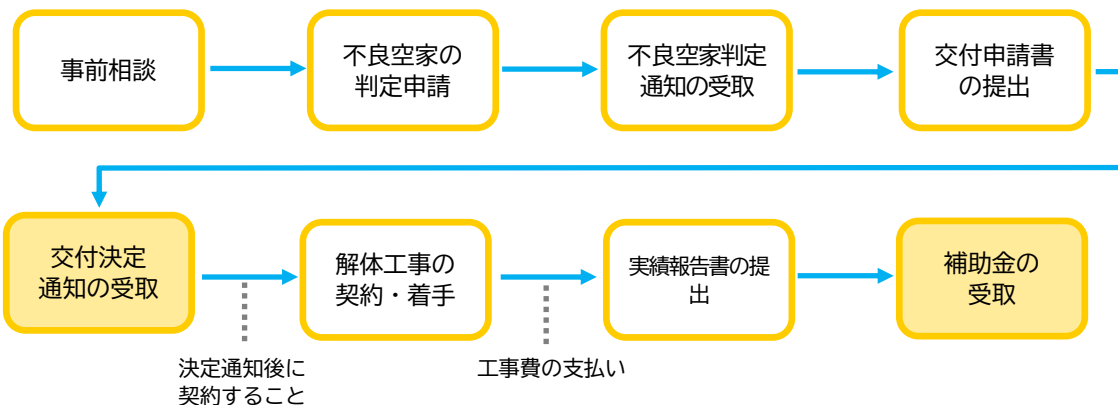
申請方法

申請には必ず事前相談が必要です。

工事着手後の申請はできませんのでご注意ください。

また、事前相談は年間を通じて受付しますので、お気軽にご相談ください。

申請の流れ



【お問い合わせ先】 恵那市役所建設部建築住宅課建築係

〒509-7292 恵那市長島町正家一丁目1番地1 電話 0573-26-6839

■ 危険空家とは

市内に所在する個人が所有する空き家で、次のいずれかに該当する空き家です。

特定空家

- ・空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」という。）第2条第2項に規定する特定空家として認定されたもの
- ・空家法第14条第1項に基づく助言又は指導の対象となったもの

不良空家

- ・住宅地区改良法第2条第4項に規定される不良住宅と同等の空き家で、市長が不良空家と判定したもの。
 - ・1年以上使用されていないもの(床面積の2分の1以上が居住の用に供されていたもの)
- ※不良空家となる目安は、屋根や外壁が大きく崩れている、建物に傾きが見られるなど、補修が困難なものです。

■ 必要な書類（くわしくは相談時に説明します）

1. 不良空家の判定申請

- ①恵那市不良空家判定申請書（様式第1号-1）
- ②空家の位置図（付近の見取り図）
- ③2方向（1方向は正面玄関）からの不良空家の外観写真及び不良箇所が分かる該当部分の写真。
- ④その他市長が必要と認める書類

2. 補助金交付申請

- ①補助金交付申請書（様式第1号-3）
- ②位置図、平面図及び現況写真
- ③解体及び撤去に係る経費の見積書その他経費の分かる書類の写し
(工事内容及び各工事の価格を表記してください。)
- ④登記事項証明書又は固定資産課税台帳記載事項の証明書
- ⑤同意書（申請者以外の者の同意が必要な場合）
- ⑥誓約書（様式第4号）
- ⑦個人情報等の取得に関する同意書（様式第5号）
- ⑧不良空家の判定結果通知書の写し（不良空家の場合）
- ⑨その他市長が必要と認める書類

3. 実績報告

- ①補助事業等実績報告書（様式第11号）
 - ②解体及び撤去に要した経費の領収書その他の経費を証する書類の写し
 - ③解体及び撤去前並びに解体及び撤去後の写真
 - ④その他市長が必要と認める書類（産業廃棄物管理票の写し）
- ・実績報告の締め切りは危険空家の解体及び撤去が完了した日から30日以内または年度の末日のいずれか早い日になります。

4. 補助金交付請求

- ①補助金交付請求書（様式第13号）

補助申請の前に事前相談・不良空き家判定が必要です。事前相談を行わずに補助申請はできません。
また、工事着手後の申請はできませんのでご注意ください。